

夢コープ中部事業所 指定訪問介護事業運営規程

〔事業の目的〕

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設する夢コープ中部事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 事業所

- (1) 名 称 夢コープ中部事業所
- (2) 所在地 島田市宮川町2482-1

〔従業者の職種、員数及び職務内容〕

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 3名以上（内1名管理者兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員
内訳 25名以上
介護福祉士 10名以上
訪問介護員養成研修修了者 15名以上
訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

- (4) 事務職員 1名 非常勤
必要な事務を行う。

[営業日及び営業時間]

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 指定訪問介護の需要により、営業日もしくは営業時間外でもサービスの提供は可能とする。

[指定訪問介護の内容及び料金等]

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 身体介護
(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う場合は利用者に交通費を請求することができる。また、指定訪問介護活動中の移動に要した交通費も利用者に請求することができる。

3 交通費の請求額は、通常の実施地域を越えた地点から、公共交通機関を利用した場合は実費を、車・バイクを利用した場合は、1キロメートル当たり30円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

[緊急時における対応方法]

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

[通常の事業の実施地域]

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市 牧之原市 吉田町とする。

[虐待防止に関する事項]

第9条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し定期的な研修を実施する。

〔身体拘束の禁止〕

第 10 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

〔その他の運営についての重要事項〕

第 11 条 事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 就任時研修 就任時

(2) 従業者研修 月 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また退職後もこれらの秘密を保持させるべき旨を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープとの契約の内容とする。

3 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

〔付則〕

- 1 この規程は平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 4 月 1 日 第 4 条 (3)、第 8 条 改定。
- 3 平成 14 年 7 月 1 日 第 4 条 (2) 改定。
- 4 平成 14 年 11 月 15 日 第 3 条 (2)、第 4 条 (2) (3)、第 8 条 改定。
- 5 平成 15 年 3 月 1 日 第 4 条 (2) 改定。
- 6 平成 15 年 4 月 1 日 第 4 条 (3)、第 6 条 改定。
- 7 平成 16 年 4 月 1 日 第 6 条 2 改定。
- 8 平成 18 年 2 月 1 日 第 4 条 (3)、第 8 条 改定。
- 9 平成 19 年 5 月 17 日 第 4 条 (2) 改定。
- 10 平成 21 年 4 月 1 日 第 4 条 (2) 改定。 第 5 条 (3) 追加。
- 11 平成 21 年 12 月 1 日 第 4 条 (2) 改定。
- 12 平成 25 年 4 月 1 日 第 4 条 (3) 改定。
- 13 平成 26 年 10 月 31 日 第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条 改定。
- 14 平成 27 年 4 月 1 日 第 4 条 改定。
- 15 平成 27 年 8 月 1 日 第 6 条 改定。

- 16 平成28年2月1日 第4条 改定。
- 17 平成29年1月1日 第4条 改定。
- 18 平成29年4月1日 第8条 改定。
- 19 令和3年4月1日(2021年) 第4条(2)(3) 人数変更、第8条変更、第9条(3) 虐待防止等の対策を追加。
- 20 令和6年4月1日(2024年) 第5条(1)、第9条第3項 改定。第9条第4項追加。
- 21 令和6年12月1日(2024年) 第9条、第10条 改定。
- 22 令和7年4月1日(2025年) 第10条追加。